

びんご・生と死を考える会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会を「びんご・生と死を考える会」とする。

(所在地)

第2条 本会の事務局を福山市におく。

(目的)

第3条 本会は、だれもが生と死について、医学、宗教、福祉、哲学等の広い視野から、特定の宗派、思想、主義にとらわれることなく、学び、考え、伝え、行動することのできる場となることを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会は目的達成のために、次の諸事業を行なう。

1. 講演会
2. 学習会
3. ピア活動（同じ立場の人同士の活動）
4. ホスピスボランティアに関する活動
5. 心あたたかな医療110番
6. 会報の発行
7. 全国協議会への参加
8. その他、会の目的のために必要とされる活動

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の諸事業を互いに協力して行なう者をもって会員とする。

本会の会員は次の2種とする。

(1) 正会員：本会の目的に賛同して、入会した個人または団体で、総会において定められた会費を納入したものの。

(2) 特別会員：本会の目的、事業に賛同し、財政的支援を行なうため特別会費を納入した個人、または法人をもって特別会員とする。

ただし、会員以外でも、定例学習会や講演会への参加は自由である。

第4章 役員

(世話人)

第6条 本会の運営のために、世話人を選出し、運営委員会を設置する。

(役員を選出)

第7条 世話人の互選により、会長（1名）、代表世話人（1名）、副代表世話人（2名）、常任世話人（若干名）、会計（1名）、会計監査（2名）を選出する。

(任務)

第8条 会長は、本会を代表して会務を掌握する。代表世話人は、会長を補佐し本会の会務を行う。副代表世話人、常任世話人は代表世話人を補佐し、代表世話人不在時の職務を代行する。会計、会計監査はその職

務を遂行する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 会議

(会議)

第10条 会議は運営委員会と総会とする。

(開催)

第11条 運営委員会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。

(任務)

第12条 運営委員会は、本会の運営、事業計画の策定、推進にかかわるすべての会務を討議決定する。

(総会)

第13条 総会は会長の招集によって年1回開催し、事業報告、年次会計報告等会務を報告し、次年度事業計画の承認を求める。総会は会員の過半数（委任状も含む）の出席をもって成立し、その議決は出席者の過半数で決する。次期代表世話人の選出は総会時に行なう。

第6章 会計

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月に始まり3月に終了する。

(経費)

第15条 本会の事業は次の各号の収入により運営する。

1. 年会費
2. 特別会費
3. 賛助会費
4. 寄付金
5. その他の収入

(会費)

第16条 年会費は3,000円とする。特別会費は1口10,000円とする。賛助会費は1口10,000円とする。

(ホスピス基金)

第17条 ホスピス運動のためにホスピス基金を設置し、一般会計とは別途管理することとする。

(決算)

第18条 会計は年度決算を行ない、世話人会に提出し、その承認をうけ、総会に報告する。

第7章 付則

- ・この会則は1998年7月26日、本会発足とともに施行される。
- ・常任世話人、世話人の定数、及び担務は会長が必要に応じ定める。
- ・本会に顧問（若干名）をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。
- ・本会の事務局は、福山市野上町3-4-32に置く。
- ・1999年1月31日、名誉会長にアルフォンス・デーケン先生就任。
- ・この会則は、2010年5月22日に改正、施行された。